

【お知らせ】

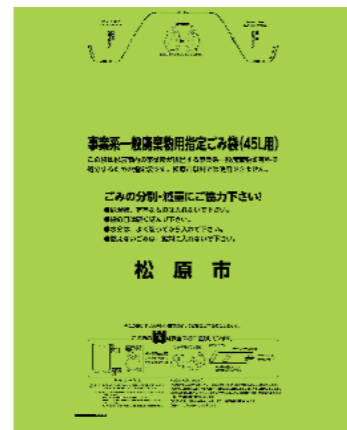
事業系一般廃棄物における指定袋の色の変更について

平成22年に事業系一般廃棄物処分手数料有料化(指定袋制)となり、約10年が経過しております。この度、指定袋の見直しを行い、令和2年8月より、本市の事業系一般廃棄物指定袋の色目を変更いたしました。

新しい色目は、下記のとおりとなります。



30リットル用  
(オレンジ色)



45リットル用  
(黄緑色)



70リットル用  
(水色)

注意

なお、現在の指定袋(30リットル用:赤色、45リットル用:黄色、70リットル用:緑色)は、令和3年7月31日までにご使用ください。

ごみの減量・資源化、ごみの収集についてのお問い合わせは下記へ

ごみの減量・資源化について 環境政策課 TEL:072-337-3127 FAX:072-337-3005 (午前9時から午後5時30分)

ごみの収集について 環境業務課 TEL:072-332-8483 FAX:072-337-1056 (午前8時15分から午後4時45分)

事業系ごみの

分別と出し方

減量化にご協力を!



事業者の皆様へ

事業者の皆様には、日ごろから事業系ごみの減量化・資源化に向けた取り組みにご協力をいただきありがとうございます。

本市の事業所から排出される事業系一般廃棄物は可燃ごみ全体の約26%を占めています。今後とも更なる事業系ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

このパンフレットは事業系ごみのうち、本市が処理を行っております事業系一般廃棄物の減量と適正な処理を推進するため作成しました。事業者の皆様により一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

※飲食店や店舗、事務所などの事業活動に伴って出た事業系ごみは、種類や量の多少にかかわらず一般家庭用のごみ集積場に出すことはできません。

# 松原市における事業系一般廃棄物の現状

## 〈事業系一般廃棄物の減量にご協力をお願いします〉

松原市における令和元年度の可燃ごみの排出量は約26,800tでした。そのうち、事業所から排出されるごみ(産業廃棄物以外のごみ)の量は約7,100tであり、可燃ごみ全体の約26%を占めていることから、今後も事業系一般廃棄物の減量に努めていただくことが重要です。

## ごみ処理は事業者には責任があります

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適性に処理しなければなりません。(廃棄物処理法第3条第1項)
- 事業活動によって生じた廃棄物の再生利用を行うなど、廃棄物の減量に努めなければなりません。(廃棄物処理法第3条第2項)
- 物の製造、加工、販売等に際して、製品等が廃棄物となった場合に適正な処理ができるような製品の開発を行うなど、適正な処理が困難にならないようにしなければなりません。(廃棄物処理法第3条第2項)
- 廃棄物の減量その他適正な処理の確保などに関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。(廃棄物処理法第3条第3項)

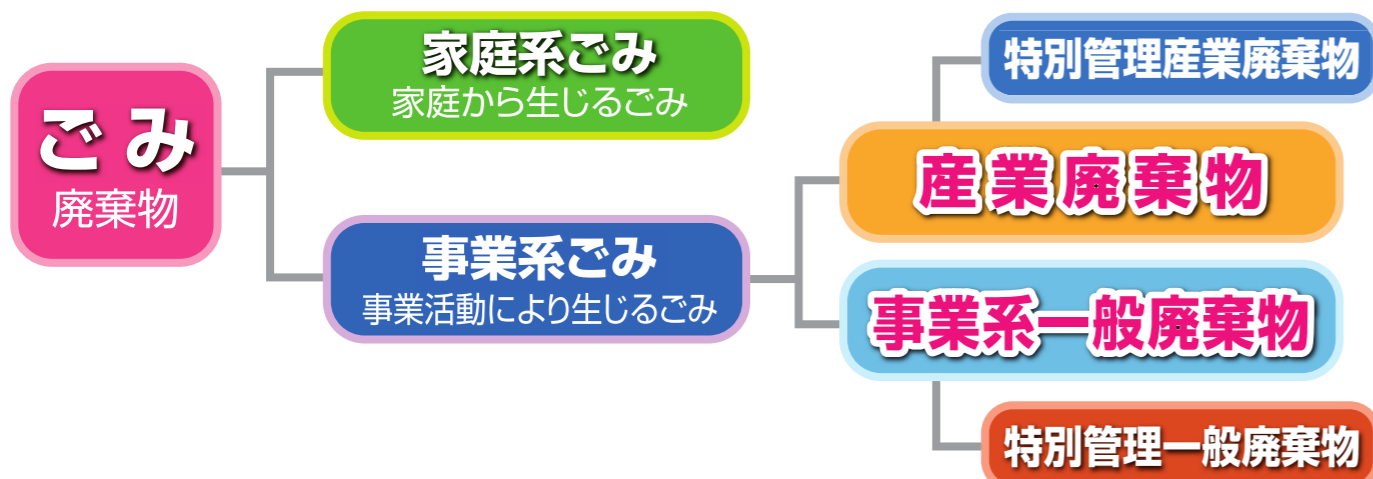


## ごみの不法投棄は犯罪です!!

ごみをみだりに投棄すると「廃棄物処理法(第25条)」の規定により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその両方に処せられます。

## 事業系ごみとは

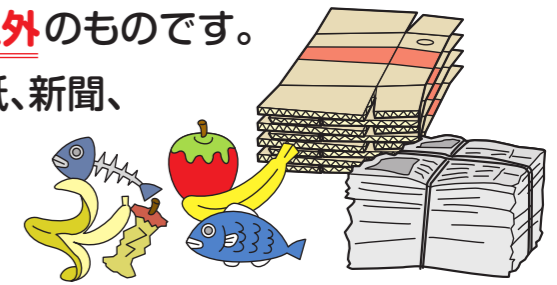
ごみには家庭から生じるごみ(家庭系ごみ)と事業活動により生じるごみ(事業系ごみ)があり、事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



## 次のようなごみが事業系一般廃棄物に該当します

事業活動で生じた廃棄物で**産業廃棄物以外**のものです。

- 事務所・店舗から出るOA用紙や事務用紙、新聞、段ボール、木製家具など
- 飲食店、従業員食堂から出る残飯など
- 卸・小売業から出る野菜くずなど



## 特別管理一般廃棄物

- 事業系一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物。

## 産業廃棄物の種類と具体例

あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	焼却炉の残灰、使用済み活性炭など
	② 汚泥	排水処理の汚泥、建築汚泥などの各種泥状物など
	③ 廃油	潤滑油、大豆油など鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸など、すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくずなどの固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	⑨ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	⑩ 鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石灰、各種溶鉱炉かすなど
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるコンクリートの破片など
	⑫ ばいじん	ばい煙発生施設、又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業、製紙業、新聞業、出版業、製本業及び印刷加工業から生じる紙くず
	⑭ 木くず	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業などの業種から排出されるもの
	⑮ 繊維くず	建設業、繊維工業などの業種から排出されるもの
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業などにおいて、原料として使用した動植物に係る不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において、とさつ又は解体した食鳥に係る不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出された動物のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出された動物の死体
	⑳ 上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	
	㉑ 特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物



# 〈古紙のリサイクルにご協力をお願いします〉

## 古紙のリサイクルについて

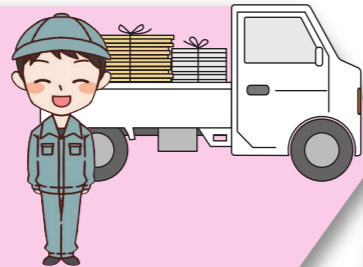
現在、焼却工場で処理されている事業系ごみの約20%が「紙類」であり、焼却処分されています。

このような状況の中で、事業者の皆様にもリサイクルに向けた取り組みをお願いしています。「地球環境の保全」「限りある天然資源の有効活用」といった観点から、積極的な紙ごみの減量とリサイクルの促進にご協力をお願いいたします。

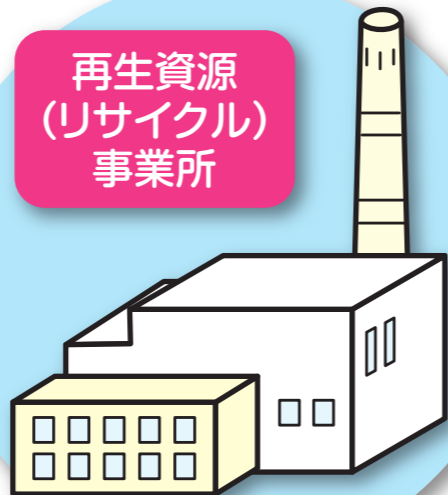
## 事業所での資源化が可能な紙類の処理方法

資源化可能な紙類の処理については以下の方法をお願いいたします。

再生資源事業者  
(リサイクル事業者)へ  
回収を依頼し  
リサイクルする。



再生資源  
(リサイクル)  
事業所



自ら再生資源事業者  
(リサイクル事業者)へ  
持ち込みし  
リサイクルする。



## 分別方法(一例)

分別区分の例示

- 新聞
- 段ボール
- OA用紙
- 雑誌
- シュレッダー紙
- その他の紙

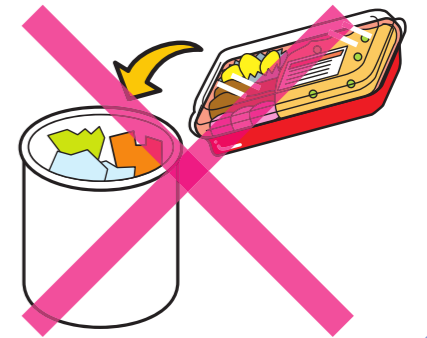


# 〈ごみの減量化にご協力をお願いします〉

## 食品ロス削減の取り組み

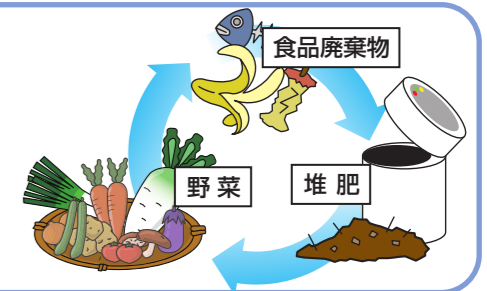
### ①発生を抑制する

食材の有効利用、食品の販売方法の工夫により売れ残りの削減、メニューの工夫による食べ残しの削減など、無駄を出さないよう努めてください。



### ②再生利用する

食品廃棄物のうち再資源化でできるものは、飼料や肥料などに再生利用してください。



### ③減量する

生ごみや食品廃棄物の大半が水分です。水切りを徹底することで減量効果が期待できるため、脱水・乾燥による減量化に努めてください。



## プラスチックごみの排出抑制に努めましょう

- プラスチック製のストローやマドラーなどの使用を控えてください。
- 一人ひとりがマイバッグ、マイボトルを持参し、ペットボトルやレジ袋の使用を控えてください。
- 過剰なプラスチック包装、個包装などの容器包装を控えてください。



マイバッグ、  
マイボトルを利用!



# 事業系ごみの処理について

## 可燃ごみ

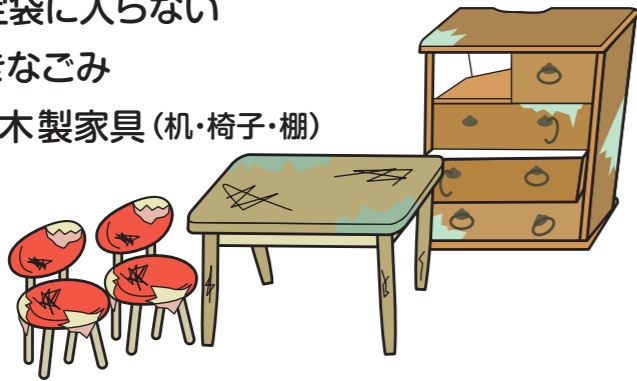
- ・厨房ごみ
- ・残飯
- ・茶葉
- ・食品の売れ残り
- ・花くず
- ・落ち葉
- ・えんぴつ
- ・感熱紙
- ・果物の皮
- ・髪の毛
- ・ペットの毛
- ・割り箸
- ・制服・作業着
- ・古布・軍手
- ・布団・毛布
- ・剪定枝
- ・紙くず
- ・紙コップ
- ・紙皿
- ・書類
- ・コピー用紙
- ・封筒
- ・はがき
- ・写真
- ・伝票 など



松原市の許可を有する事業系一般廃棄物収集運搬許可業者と契約していただき、事業系一般廃棄物指定袋に入れて排出してください。

## 粗大ごみ

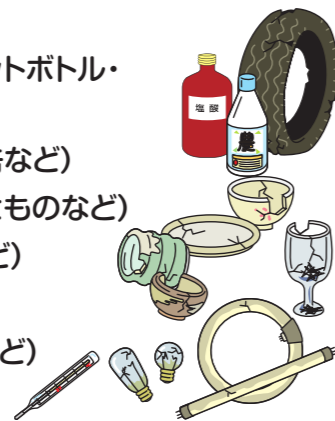
- ・指定袋に入らない大きなごみ
- 例) 木製家具 (机・椅子・棚)



指定袋に入らない大きなごみについては、松原市の許可を有する事業系一般廃棄物収集運搬許可業者と契約していただき、処分してください。

## 産業廃棄物等

- ・プラスチック類 (プラスチック製容器包装・ペットボトル・発砲スチロールなど)
- ・金属類 (刃物・はさみ・空き缶など)
- ・ガラス類 (電球・空き瓶・せとものなど)
- ・ゴム類 (タイヤ・ゴム長靴など)
- ・薬品
- ・医療器具 (注射器・注射針など)
- ・その他 (ペンキ・廃油など)



大阪府の産業廃棄物処理業の許可を有する産業廃棄物処理業者に収集運搬および処理を依頼してください。

## 資源回収

- ・缶・ビン・ペットボトル
- ・小型金属類
- ・プラスチック製容器包装類
- ・紙パック・新聞・雑誌・段ボール



燃やせばごみ、分ければ資源。ごみの減量に努めましょう!

再生資源事業者(リサイクル事業者)に回収の依頼、または持込みをしていただき、資源のリサイクルにご協力をお願いします。

# 事業系ごみ Q&A

### Q 事業系ごみとは何ですか?

A 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみすべてのことをいいます。

### Q 事業活動には何が含まれますか?

A 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場などの営利を目的とするものばかりではなく病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含まれます。

### Q 事業所とは?

A 飲食店、店舗、事務所、病院、銀行、宗教施設、公共施設などの事業活動を営む方々が該当します。  
※事業所とお住いと一緒にいる場合は、事業活動から出たごみは事業系ごみ、ご家庭から出たごみは家庭系ごみとして区別して排出してください。

### Q 事業系一般廃棄物とは?

A 事業所から排出される事業系ごみのうち、産業廃棄物以外のごみで主に紙ごみや厨芥類(飲食店から出る生ごみ)などを言います。

### Q 事業所から出たごみの処理はどうすればいいのですか?

A 事業系一般廃棄物の処理は市の許可を有する事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。また、産業廃棄物については市では処理できません。産業廃棄物処理業者に委託してください。事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分はP1~P2のとおりです。

### Q 近所のごみステーションには出せないのですか?

A ごみステーションは家庭系ごみを出す集積所ですので、量の多少に関わらず事業系ごみを出すことはできません。事業活動によって発生したごみは事業者が自らの責任で適正に処理しなければならないと法律で定められています。事業系ごみは許可業者に収集運搬を委託するなど適正に処理をしてください。もし、家庭系ごみを出す集積所に不適正排出した場合は、不法投棄に該当し、「廃棄物処理法」により処罰されます。

### Q マンションなどの集合住宅に店舗を構えている場合、集合住宅のごみ集積場に事業系ごみを出してもよいのですか?

A 集合住宅のごみ集積所は、家庭系ごみの集積所ですので、事業系ごみを出せません。事業者自らの責任において適正に処理してください。

### Q 拠点回収場所に事業所から出た蛍光灯や電池を出していいのですか?

A 松原市が設置している拠点回収BOXは一般家庭から蛍光灯、食器、電池を回収するものですので、事業系ごみは出せません。

### Q 紙ごみをリサイクルしたいのですが?

A 紙ごみは専ら再生利用に目的となるものに該当し、古紙回収業者に引き取ってもらうことができます。紙ごみは出来るだけ分別しリサイクルしましょう。機密書類についても、なるべくシュレッダーにかけず、機密書類を扱っている専門の資源回収業者に処理を委託してください。

### Q 資源回収とは?

A 空き缶・ビン・ペットボトルは資源になりますのでできるだけリサイクルするようにしてください。リサイクルができなくて廃棄する場合は産業廃棄物の許可業者へ委託し、処理してください。

### Q 事業系一般廃棄物指定袋とは?

A 松原市では、事業系一般廃棄物を処分する際に必要となる処分料金を、事業系一般廃棄物指定袋の購入費としてお支払いいただいています。指定袋取扱店については松原市のホームページ「事業系一般廃棄物について」のページに掲載しておりますのでそちらをご覧ください。

### Q どの事業系一般廃棄物収集運搬許可業者と契約すればいいのですか?

A 松原市のホームページ「事業系一般廃棄物について」のページに事業系一般廃棄物許可業者一覧表を掲載しておりますのでそちらをご覧ください。表中の許可業者とご自身で契約してください。